

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ものづくり企業として、製品の提供とグローバルな事業活動を通じて、ステークホルダーの「安全と安心」、「環境保全」のために力を尽くし、長期的な企業価値向上と社会に対する責任を果たしていくことを理念としております。株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーに対して透明性の高い効率的な経営を行うために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子化及び招集通知の英訳等】

機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作りについては、現在議決権行使の電子化を実施しております。プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、機関投資家や海外投資家の議決権比率及び議決権行使状況等を踏まえ取り組んでまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

英語での情報開示については、海外投資家等の比率及び議決権行使状況等を踏まえて、取り組んでまいります。

【補充原則4-2-1 経営陣の報酬】

現時点の経営陣の報酬は、金銭報酬(固定報酬・業績連動報酬)のみであります。今後は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と株式報酬との割合等を検討し、設定してまいります。

【補充原則4-10-1 重要事項に関する独立社外取締役の関与・助言】

現時点では、社外取締役が関与する体制ではありませんが、指名・報酬などの特に重要な事項に関しては、任意で設置している委員会の構成員に独立社外取締役を追加する等の方法により独立社外取締役の関与・助言を得る仕組みを今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有に関する方針

事業を通じて企業価値を高めていくには、技術・製造・販売等の領域において長期的な協力関係が不可欠であります。当社は、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、政策保有株式を保有しております。保有株式について、目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを具体的に精査し、適否を検証したうえで、縮減を判断いたします。

議決権の行使について

政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の保有する株式の価値向上に資するかどうかを判断の基準として議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、取締役会での承認・報告を要することとしております。関連当事者との取引に関する議案を取締役会に上程する前に、財務、税務、法務等の部門で審査を行うこととしております。監査役が常時閲覧できる体制にしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、退職金の一部を確定給付年金(規約型の企業年金に該当する)に移行しており、企業年金の運用機関から定期的に運用結果の報告を受けております。現時点では、専任の担当者は置いておりませんが、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当組織が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、担当部門において必要な資質を備えた人材の育成に努めてまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 企業としての持続性を保つと同時に社会的責任を果たすためのもっとも基本的な理念、信条を、「ミッション/ビジョン」「モットー」「三桜ウェイ」とし、企業理念として制定しております。詳細は以下のURLをご参照ください。

<https://www.sanoh.com/ja/about/philosophy.html>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続に関しては、本報告書「1. 取締役報酬関係」報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iv)(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する、当社の経営陣幹部、取締役・監査役として相応の専門分野を含め経験と見識を有する人物を、取締役・監査役として指名しております。経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、解任することとしております。社外取締役・社外監査役については、経営陣からの独立性を保持し、企業経営及び会計、法律等の知見を持ち、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から助言をいただける方を選任しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、取締役会規則において取締役会としての決議事項を定め、重要な業務執行について取締役会が決定する範囲を定めております。業務執行取締役や執行役員に委任する事項については決裁規程等により委任の範囲を具体的に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立性判断基準を策定・開示しております。社外取締役の独立性につきましては、本報告書「Ⅱ.1.【取締役関係】会社との関係(2)」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役選任方針・手続】

当社では、任意の機関として「取締役人事諮問委員会」を設置し、同委員会にて取締役候補者の選定を行っております。候補者の選定にあたっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、社外取締役については、企業経営経験者等から経験や知見を考慮し、社内取締役については、企業理念や行動指針から求める要件に沿って経験、知識等を総合的に判断して選定することとしております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役をはじめとする取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、事業報告、有価証券報告書等を通じて、毎年開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性分析・評価】

取締役会は、複数の社外取締役を交え議論を行い適切な経営判断を行える会議運営に努めております。取締役会全体の実効性については、取締役会メンバーからの要望に基づき、審議事項に関する説明資料を会議開催の3日前までに全取締役及び全監査役に配布することをルールに定めるとともに、意思決定に資する情報を審議事項ごとに明確化する取り組みを進める等、各審議事項に関する建設的な議論を促すための施策を講じております。

また、2017年6月21日開催の第109期定時株主総会において、取締役会の議長に関する定款規定を変更し、取締役社長に限らず、あらかじめ取締役会の定めた取締役が取締役会の議長を務めることができるよう定め、より柔軟な取締役会の会議運営を行えるようにいたしました。

今後も、取締役会メンバーから取締役会全体の実効性向上に関する意見の聴取を実施し、改善すべき事項があれば、会議の運営を見直してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役に対し職務遂行に必要な教育を適時実施しております。社外取締役及び社外監査役に対しては、当社グループの事業・財務等を含めた概況に関する情報の提供を行うほか、必要に応じて事業所見学等を行い理解を深める施策を実施しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するためIR・法務・財務を担当する役員を指定し、情報共有のため各部門と連携を確保する体制で取り組んでおります。必要に応じて、担当役員による投資家訪問等を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	2,997,775	8.08
神鋼商事株式会社	2,212,525	5.96
本田技研工業株式会社	2,000,000	5.39
スズキ株式会社	1,600,000	4.31
有限会社竹田コーポレーション	1,500,000	4.04
株式会社三菱UFJ銀行	1,419,532	3.82
株式会社常陽銀行	1,243,000	3.35
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,180,000	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,055,700	2.84
アルコニックス株式会社	780,000	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森地 高文	他の会社の出身者											
浪江 一公	他の会社の出身者											
金子 素久	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森地 高文	○	神鋼商事株式会社 代表取締役社長	会社経営者として豊富な経験と高い見識を有しておられ、当該経験等を当社の経営全般に活かすことができると判断し、社外取締役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に指定しております。

浪江 一公	○	——	会社経営者として豊富な経験と高い見識を有しておられ、当該経験等を当社の経営全般に活かすことができると判断し、社外取締役役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に指定しております。
金子 素久	○	——	会社経営者として豊富な経験と高い見識を有しておられ、当該経験等を当社の経営全般に活かすことができると判断し、社外取締役役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	取締役人事諮問委員会	4	4	4	0	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	3	3	0	0	0	なし

補足説明

・取締役人事諮問委員会につきましては本報告書「1.1.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【補充原則4-11-1 取締役選任方針・手続】」をご参照ください。
・当社の取締役及び執行役員の報酬等の額については、会社の業績及び各役員の実績を評価し、報酬諮問委員会において各個人の報酬等の額を算定し、その結果を代表取締役に勧告しております。代表取締役は、報酬諮問委員会の勧告結果に基づき、取締役の報酬等の額については、株主総会でご承認いただいた報酬等の額の範囲内で決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人に報告を求めるとともに、意見及び情報の交換を行っております。
内部監査については、業務監査室が監査役及び会計監査人と監査情報の緊密な連携を保ち、監査役監査、会計監査人監査との相互補完的な関係の維持を目指し、効率的な監査を実施してまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
春名 孝昭	税理士													
清水 知彦	弁護士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
春名 孝昭	○	_____	税理士として経験、見識を当社の監査に活かすことができるため、社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に指定しております。
清水 知彦	○	_____	弁護士としての経験、見識を当社の監査に活かすことができるため、社外監査役に選任しております。 (独立役員に指定した理由) 同氏は東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬体系の見直しを行い半期毎の企業業績及び個人業績を反映させる報酬体系としております。役員退職慰労金制度は、2007年6月に廃止いたしました。また、取締役の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、2014年6月24日開催の第106期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

2013年6月25日開催の第105期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額(年額3億9,000万円以内(うち社外取締役については年額4,000万円以内))とは別枠で、当社取締役(社外取締役を除く)の報酬として年額1億5,000万円の範囲で、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとしておりますが、現時点においてストックオプションの付与は行っておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2018年度の全取締役の報酬総額は、220百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、報酬諮問委員会において、会社の業績及び各役員の実績を評価し、各個人の報酬等の額を算定し、その結果を代表取締役に勧告しております。代表取締役は、報酬諮問委員会の勧告結果に基づき、株主総会でご承認いただいた報酬等の額の範囲内で決定しております。なお当社は、2013年6月25日開催の第105期定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額3億9,000万円以内(うち社外取締役4,000万円以内)にご承認いただいております。また、2014年6月24日開催の第106期定時株主総会において株式報酬型ストックオプションを導入し、金銭報酬とは別枠で当社取締役(社外取締役を除く)の報酬として年額1億5,000万円の範囲で、ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることをご承認いただいておりますが、現時点において、ストックオプションの付与は行っておりません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対しては、会社から必要な情報は、法務・CSR部の担当者から随時伝達する体制をとっております。また、社外取締役(社外監査役)が行う職務執行のサポートは、法務・CSR部の担当者が担う体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

【業務執行の体制】

当社は、取締役の任期を1年とするとともに、任期を1年とする執行役員制度を導入し、経営の効率化、経営責任の明確化を図るための施策を講じております。社外取締役を除く取締役が執行役員を兼務する体制をとっており、経営の意思が業務執行に直接反映できる仕組みにしております。執行役員は、執行役員規程に基づき、代表取締役並びに取締役会の監督に服します。

取締役、監査役、執行役員が出席する会議を毎月1回以上定期的に開催しております。

経営組織につきましては、管理、マーケティング、開発、製造の各本部体制を採用しておりましたが、2017年4月より事業部制へ移行いたしました。また、品質管理、法務、経営企画、人事、総務、財務、マーケティング、原価企画、調達、生産革新、新事業、開発、の各コーポレート部門は、それぞれグローバルでの管理機能及びリスク管理機能の強化に努めており、各事業部と各コーポレート部門が緊密に連携して業務遂行する組織に改革し、業務の効率性や信頼性を高める施策を展開しております。

また、グローバルでの事業管理については、R.O.C(リージョナル・オペレーション・コミティ)を設置し、グループ経営状況を的確に把握し、必要に応じて事業に対する支援や施策を展開しております。

【内部監査及び監査役監査の状況】

当社は、内部監査部門として業務監査室を代表取締役の直轄機関として設置しており、内部監査を実施し、問題点の指摘・改善勧告を行っております。

監査役全員で構成される監査役会は、監査の方針等を決定し、各監査役から監査状況等の報告を受け協議を行っております。各監査役が行っている具体的な監査の方法としては、取締役会及び各プロジェクト会議等への出席、取締役等からの報告の聴取、重要な決裁書類の閲覧、各事業所、営業所、子会社への往査及び社内各部門へのヒアリング等を通じた経営状況の把握などがあげられます。

また、監査役は、会計監査人及び業務監査室と定期的に会合を持ち、報告を求めるとともに意見及び情報の交換を行っております。

なお、監査役春名孝昭は、税理士の資格を有しております。

【会計監査の状況】

当事業年度における会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであります。

当事業年度において当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する香川順氏及び奥津佳樹氏であります。

【社外取締役及び社外監査役】

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役である森地高文氏は、神鋼商事株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に製品等の取引関係があります。なお、この会社間における取引は定型的なものであります。取引関係があることが、社外取締役としての独立性に影響を与えていることはなく、社外取締役からは、取締役会において、その見識と企業経営の視点に基づき意見を出されております。従いまして、監督機関に求められる実効性や専門性等の要素を考慮しますと、当社の経営の監督という面から、その期待される役割を果たされているものと考えております。

また、社外取締役個人及び社外監査役個人と当社との間には、特別な利害関係はありません。

当社では、社外取締役には、独立した立場から会社の経営を監督することが期待されていると考えております。当社は、1961年の東京証券取引所上場時には、すでに社外の取締役を選任しており、早くから社外取締役の有益性を認識しております。

また、社外監査役は、監査の性格から、会社から独立しその任にあたる必要があり、独立性が確保されていることが必要であると考えております。当社は、社外監査役には、独立性を確保したうえで、企業経営及び会計、法律の知見を持つ方を選任し、任にあたっていただくことが、監査の実効性を高めることになると考えております。当社は、このような基本的な考え方に基づき、社外監査役を選任しております。当社は、社外取締

役及び社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する判断基準又は方針を定めてはおりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

なお、社外取締役及び社外監査役に対しては、会社から必要な情報は、法務・CSR部の担当者から随時伝達する体制をとっております。また、社外取締役及び社外監査役が行う職務執行のサポートは、法務・CSR部の担当者が担う体制をとっており、必要に応じて監査役及び会計監査人並びに内部統制部門との連携をサポートしております。

【責任限定契約の概要】

当社は、すべての社外取締役及び社外監査役との間で、定款及び会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役設置会社であります。

当社は、1961年の株式上場時より社外取締役を選任しております。現在の社外取締役は3名であります。社外取締役に対しては、取締役会等において、独立した立場で、その見識や企業経営の視点に基づく意見を出されることが経営の監督に繋がると期待しております。

また、監査役設置会社として、社外監査役の役割の重要性を認識しており、社外監査役には、財務・会計や法律の知見を有する方を選任しております。社内監査役や社内のサポート部門との連携により、監査の実効性が高まることを期待し、現状のガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則、株主総会開催日の3週間前までに招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会は株主の皆様との大切な対話の場であるという考え方から、集中日を回避して株主総会の日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しております。
その他	当社ウェブサイトにおいて、株主総会招集通知の発送前開示を実施しております。 2019年6月19日開催の第111期定時株主総会におきましては、招集通知発送日(2019年5月29日)の4日前である2019年5月25日に当社ウェブサイトにおいて株主総会招集通知を開示いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、決算短信、有価証券報告書等の資料を掲載しております。 https://www.sanoh.com/ja/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	法務・CSR部に「CSRグループ」を設置し、業務にあたっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「三桜グループ行動憲章」及び「三桜グループ行動規範」を制定し、その中でステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境基本理念」及び「環境方針」を策定し、従業員全員による環境保全活動への積極的な参加、地球環境に調和した技術と製品の追求等、環境を重視した事業活動に取り組んでおります。また、ISO14001及びTS16949を取得し、製品製造の現場から環境問題への取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「三桜グループ行動憲章」及び「三桜グループ行動規範」において、企業活動に係る情報を公正性・透明性を持って適時・適切に開示する旨を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、下記体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じた見直しを行い、その改善を図っております。

【取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

1. 企業理念に基づき社会的責任への取組を明確にした三桜グループ行動憲章・行動規範及び諸規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
2. 取締役会は、法令及び定款に従い、取締役会への報告基準、付議基準を定め、業務執行を決定する。
3. 代表取締役は、取締役会の決議事項の業務執行、取締役会及び社内規則により委任された事項についての決定並びに業務執行を行う。
4. 代表取締役及び取締役は、職務執行に関し取締役会に報告し相互に監視を行う。
5. 監査役は、取締役の職務執行に関し社内規則に基づき監査を行う。
6. 意思決定において、社内スタッフ及び外部専門家の意見聴取を徹底し、判断に関する合理性、適法性を確保する。
7. 当社及び当社グループ各社の役員、使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行うとともに、ITを活用したモニタリング及び社内法務スタッフ及び外部専門家の意見聴取の徹底を通じてコンプライアンスの浸透を行っている。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役は、取締役の職務の執行に係る以下の文書及びその他の重要な情報（電磁的記録を含む。以下同じ。）の保存及び管理に関する規程に基づき保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- (1) 株主総会議事録及び関連資料
- (2) 取締役会議事録及び関連資料
- (3) その他の重要な会議の議事録及び関連資料
- (4) 取締役を決定者とする決定書類及び関連書類
- (5) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

1. 取締役会及びその他の重要な会議に、当社及び当社グループ会社の代表取締役及び各業務担当取締役、執行役員、経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
2. 当社及び当社グループ会社において危機が発生した場合は、全社対策本部及び現地対策本部を設置し、相互に連携して対応する。
3. 諸リスクへの対応については、当社及び当社グループ会社の所管部門において規程の制定、教育の実施等の体制整備を推進する。

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

1. 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は、独立社外取締役とする。
2. 取締役会において、選任された執行役員が取締役会にて定められた担当職務を遂行する執行役員制度により、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化がされており、取締役会は経営戦略の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行の監督を行っている。
3. 代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員の業務の執行に関し、取締役会はITを活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行う。これらの仕組みは、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

【当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制】

1. 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人等の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために、三桜グループ行動憲章・行動規範及び諸規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築し、グループ規程類の整備をする。
2. 代表取締役、取締役及び執行役員は、それぞれの職務分掌に従い当該グループ会社の取締役及び使用人等の職務の執行状況、経営状況等についてITを活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行い、当該グループ会社の取締役及び使用人等に指導を行う。
3. 当社グループ会社の取締役及び使用人等の業務執行に関し、ITを活用し効率的な業務遂行に取り組んでおり、これらの仕組みは、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

1. 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役と協議のうえ、専任または内部監査業務を兼任するスタッフを置くものとする。
2. 当該使用人は、取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するために、監査役の指揮命令下に置くものとする。
3. 当該使用人の人事・異動・評価等については監査役と協議し同意を得たうえで行うものとする。

【取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

1. 代表取締役、取締役、執行役員及び使用人は、取締役会等その他重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、以下に定める事項について速やかに監査役に対し報告を行う。
 - (1) 当社及び当社グループの信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - (2) 当社及び当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - (3) その他上記(1)、(2)に準じる事項
2. 当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、監査役が当社及び当社グループの事業及び財産の状況に関する報告を求めた場合、または調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。
3. 監査役に報告を行った者が、当該報告を理由とし不利益な扱いを受けないことを確保する。

【監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に掛かる方針、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

1. 監査役の職務の執行について生ずる費用や債務について年度計画に基づく予算を設定する。
2. 監査役会は、監査役会規則、監査基準を定め、取締役会、その他重要な会議に出席するほか、ITを活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行う。
3. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人に報告を求めるとともに、意見及び情報の交換を行う。

参考資料「模式図」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「三桜グループ行動憲章・行動規範」において、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で対応する方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、法務・CSR部を対応窓口として、警察などの外部専門機関と緊密な連携をとり、毅然とした態度で対応することにより、適法性を確保しております。

その他

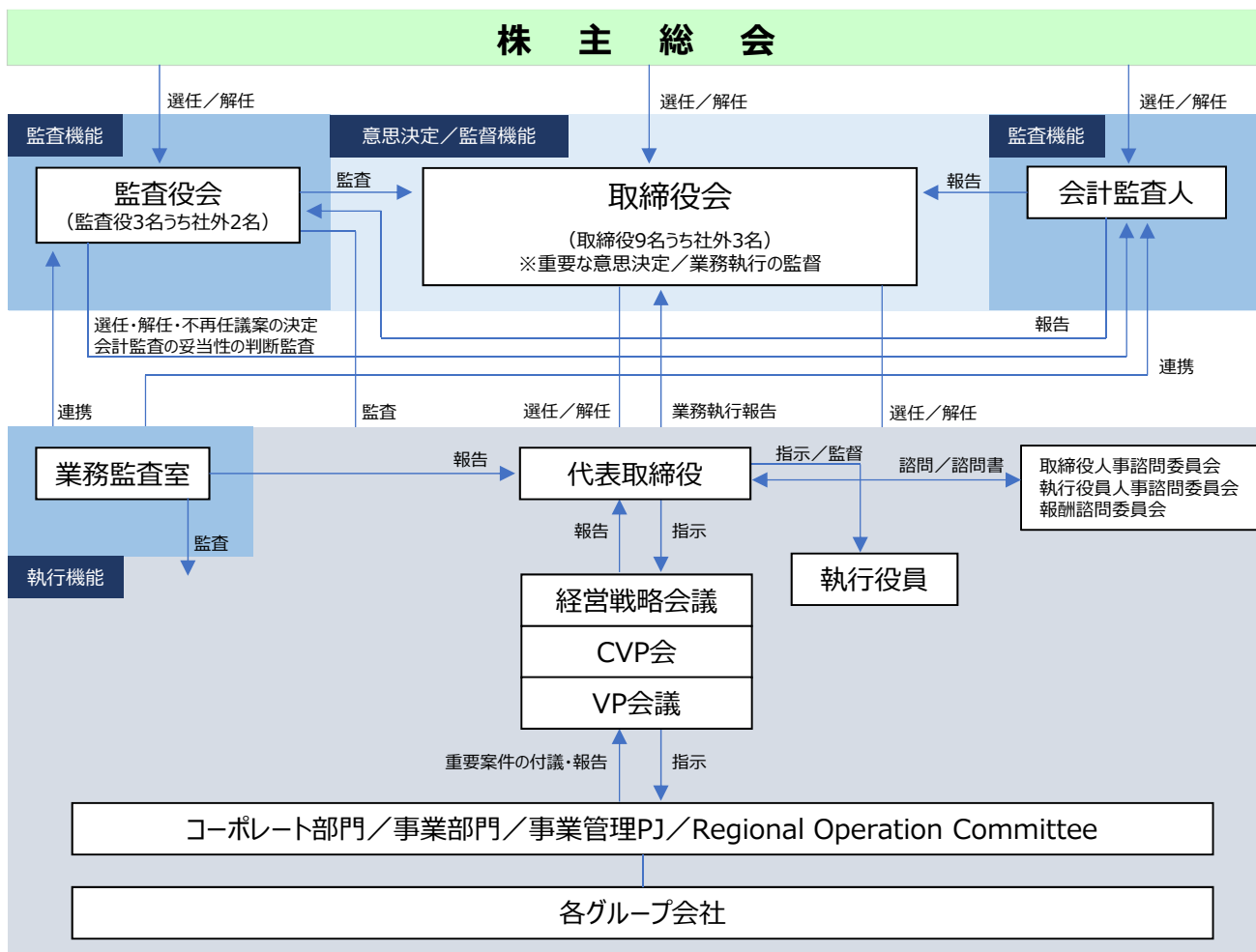
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】



適時開示体制の概要

